## パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づく パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の内容を確認しました。

また、次の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ宣誓書 受領証及びパートナーシップ宣誓書の写しを市に返還します。

氏名		氏名	
(通称名	)	(通称名	)
	確認事項	回答欄(「I ださい )	レ」を付けて

確認事項		回答欄(「レ」を付けてく
		ださい。)
第2条	互いを人生のパートナーとし、相互の	□該当する
(関係	協力により継続的な共同生活を行ってい	□該当しない
性)	ること又は行うことを約した、一方又は	
	双方が性的マイノリティである2人であ	
	ること。	
第3条	宣誓当日において、民法第4条に規定	□該当する
第 1 号	する成年に達していること。	□該当しない
(年齢		
要件)		
第3条	次のいずれかに該当すること。	□①に該当する
第 2 号	① 双方が市内に住所を有している。	□②に該当する
(住所	② 一方が市内に住所を有し、かつ、他	予定日 年 月 日/未定
要件)	の一方が市内への転入を予定してい	□③に該当する
	る。	予定日 年 月 日/未定
	③ 双方が市内への転入を予定してい	予定日 年 月 日/未定
	る。	□いずれにも該当しない
第3条	双方に配偶者(婚姻の届出をしていな	□該当する
第 3 号	いが事実上婚姻関係と同様の事情にある	□該当しない
(独身	者を含む。)がなく、かつ、宣誓者以外	
要件)	の者とのパートナーシップがないこと。	
第 3 条	宣誓者同士が近親者(直系血族、三親	□該当する
第 4 号	等内の傍系血族及び直系姻族をいう。)	□該当しない
(近親	でないこと(パートナーシップに基づく	
者でな	養子縁組の場合を除く。)。	
(()		

※ 転入予定の場合は、転入後速やかに住民票の写しを人権・同和対策課に提出すること。